

沖縄県久米島等をアリモドキゾウムシの発生地域から除外

(平成25年5月 2日)

トカラ列島以南の南西諸島には、サツマイモに大きな被害をもたらすアリモドキゾウムシが発生しており、未発生地域への蔓延を防止するため、生きたアリモドキゾウムシ及びサツマイモを含む寄主植物の移動は、植物防疫法に基づき規制されている。

発生地域の一部である久米島、奥武島及びオーハ島においては、平成6年からアリモドキゾウムシを対象に不妊虫放飼法、性フェロモン剤を利用した雄除去法及び寄主植物除去法を組み合わせた実験的な根絶防除が進められていた。その結果、平成23年10月以降アリモドキゾウムシの発生は見られなくなった。このため、平成24年には根絶を確認するための調査が実施されたが同虫は全く発見されなかった。

このように久米島、奥武島及びオーハ島においてはアリモドキゾウムシは根絶されたと判断され、本年2月20日から3月21日までのパブリックコメント及び3月12日の公聴会を経て、4月22日に植物防疫法施行規則の関係部分が改正され、同日付けでこれらの島にはアリモドキゾウムシは分布しない扱いとなった。

なお、これらの島には、移動規制の対象であるイモゾウムシが分布しているため、サツマイモ等の寄主植物は引き続き移動規制の対象である。